

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小金井市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都小金井市長

公表日

令和4年4月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による事務
②事務の概要	<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、小金井市民に対し予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に関する事務を行う。また、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。</p> <p>本市においては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none">1 予防接種の接種対象者の把握及び勧奨2 予防接種の実施3 予防接種の接種歴の記録及びデータ管理4 健康被害に対する救済措置 <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none">・ワクチン接種記録システムへの接種対象者登録・接種記録の管理・転出/死亡時等のフラグ設定・他市区町村への接種記録の照会・提供・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none">1 健康情報システム2 団体内統合宛名システム3 中間サーバー4 ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・番号法第9条第1項 別表第1 項番10・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)・番号法第19条第6号(委託先への提供)

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号、別表第二 16の2項、17項、18項、19項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 <p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号、別表第二 16の2項、16の3項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の2の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部健康課
②所属長の役職名	福祉保健部健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	小金井市総務部総務課情報公関係 小金井市本町六丁目6番3号 042-387-9926
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	小金井市福祉保健部健康課健康係 小金井市貫井北町5丁目18番18号 042-321-1240

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月12日	I 関連情報1 ・ 特定個人情報ファイルを取扱う事務 ②事務の概要	<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、小金井市民に対し予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に関する事務を行う。また、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。</p> <p>本市においては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 予防接種の接種対象者の把握及び勧奨 2 予防接種の実施 3 予防接種の接種歴の記録及びデータ管理 4 健康被害に対する救済措置 	<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、小金井市民に対し予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に関する事務を行う。また、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。</p> <p>本市においては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 予防接種の接種対象者の把握及び勧奨 2 予防接種の実施 3 予防接種の接種歴の記録及びデータ管理 4 健康被害に対する救済措置 <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ワクチン接種記録システムへの接種対象者登録 ・ 接種記録の管理 ・ 転出/死亡時等のフラグ設定 ・ 他市区町村への接種記録の照会・提供 ・ 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明 	事後	事前に実施する事が困難であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項を適用
令和3年10月12日	I 関連情報1 ・ 特定個人情報ファイルを取扱う事務 ③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 1 健康情報システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバー 	<ol style="list-style-type: none"> 1 健康情報システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバー 4 ワクチン接種記録システム(VRS) 	事後	事前に実施する事が困難であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項を適用
令和3年10月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	福祉保健部感染症対策担当課長	小金井市福祉保健部健康課長	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月8日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	小金井市市民部市民課 小金井市本町六丁目6番3号 042-387-9830	小金井市福祉保健部健康課健康係 小金井市貫井北町5丁目18番18号 042-321-1240	事前	
令和4年3月8日	3. 個人番号の利用	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一(93の2の項) 2 行政手続における特定の個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第67条の2	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一(93の2の項) 2 行政手続における特定の個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第67条の2 3 番号法第19条第16号 4 番号法第19条第6号	事後	事前に実施する事が困難であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項を適用
令和4年3月8日	IV リスク対策	特に力を入れている	十分である	事後	事前に実施する事が困難であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項を適用
令和4年4月27日	3. 個人番号の利用	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一(93の2の項) 2 行政手続における特定の個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第67条の2 3 番号法第19条第16号 4 番号法第19条第6号	・番号法第9条第1項 別表第1 項番10 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	事前に実施する事が困難であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項を適用

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月27日	4. 情報提供ネットワークによる情報連携	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7号別表第二(115の2の項) ・行政手続における特定の個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7)第59条の2 	<p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号、別表第二 16の2項、17項、18項、19項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 <p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号、別表第二 16の2項、16の3項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の2の2 	事後	事前に実施する事が困難であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項を適用